

議案第68号

(仮称)市川市新第1庁舎新築工事請負変更契約について

(仮称)市川市新第1庁舎新築工事請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

市川市長 村越 祐民

記

- 1 工 事 名 (仮称)市川市新第1庁舎新築工事
- 2 工 事 場 所 市川市八幡1丁目542番2外2筆
- 3 請負代金額 11,661,408,000円
- 4 契約相手方 千葉市中央区中央港1丁目16番1号
竹中工務店・大城組特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社竹中工務店 東関東支店
支店長 鈴木 裕史
- 5 工 事 概 要 (仮称)市川市新第1庁舎新築工事における建築工事
鉄骨造 地上7階・地下1階・塔屋1階建(免震構造)
建築面積 5,682.54平方メートル
延床面積 30,656.03平方メートル
本庁舎解体工事 一式

理 由

既定予算に基づく（仮称）市川市新第1庁舎新築工事について、受注者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により提案するものである。

工事請負変更仮契約書

発注者市川市と受注者竹中工務店・大城組特定建設工事共同企業体とは、平成28年12月9日付で締結した（仮称）市川市新第1庁舎新築工事請負契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

（工事内容の変更）

第1条 原契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

（請負代金の増額）

第2条 前条に定める工事内容の変更及び原契約約款第25条第6項の適用に伴い、原契約で定める請負代金額

「¥11,199,600,000 うち取引に係る消費税及び地方消費税

¥829,600,000」を

¥461,808,000 うち取引にかかる消費税及び地方消費税

¥34,208,000増額し、

「¥11,661,408,000 うち取引に係る消費税及び地方消費税

¥863,808,000」に改める。

（継続費に係る契約の特則の変更）

第3条 前条に定める請負代金の増額に伴い、原契約約款第39条第1項に定める請負代金の支払に係る予算年割額

「平成30年度 2,239,920,000円

平成31年度 4,479,840,000円」を

461,808,000円増額し、

「平成30年度 2,424,643,200円

平成31年度 4,572,201,600円

平成32年度 184,723,200円」に、

第2項出来高予定額

「平成30年度 2,239,920,000円
平成31年度 4,479,840,000円」を
461,808,000円増額し、
「平成30年度 2,424,643,200円
平成31年度 4,572,201,600円
平成32年度 184,723,200円」に改める。

(工期の延期)

第4条 原契約で定める完成日を平成32年7月22日まで延期する。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年12月26日

発注者	住所	市川市八幡1丁目1番1号		
		市川市		
	氏名	代表者	市長 村越 祐民	印
受注者	住所	千葉市中央区中央港1丁目16番1号		
	名称	竹中工務店・大城組特定建設工事共同企業体		
構成員 (代表者)	住所	千葉市中央区中央港1丁目16番1号		
	氏名	株式会社竹中工務店 東関東支店 支店長	鈴木 裕史	印
構成員	住所	市川市真間3丁目10番23号		
	氏名	株式会社大城組 代表取締役社長	佐々木 建雄	印

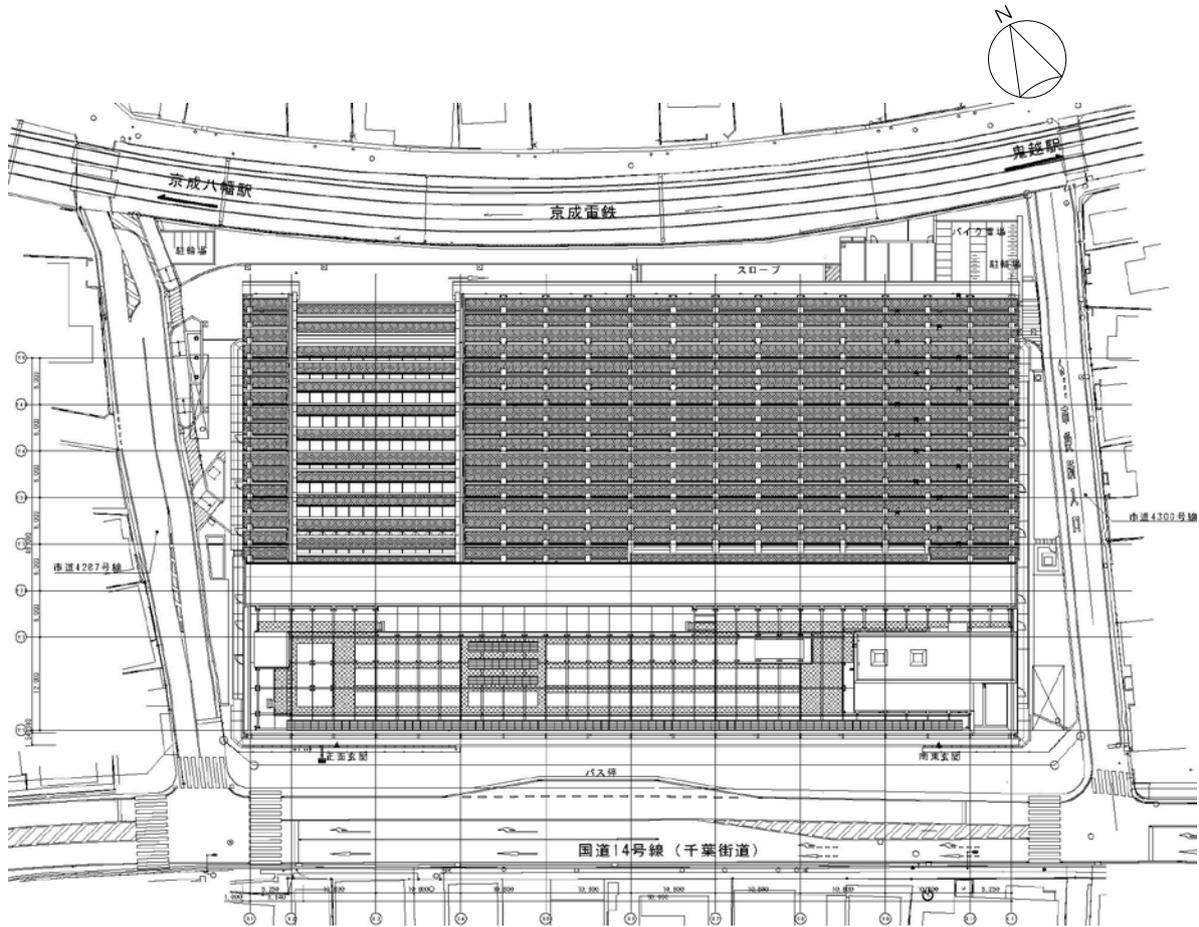
議案第68号の参考図1



案内図



議案第68号の参考図2



変更内容①

工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)の運用に基づき、請負代金の変更を行う。

請負代金額の変更額(スライド額)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

変更内容②

地中障害物の撤去に約4ヶ月の不測の日数を要したことから約4ヶ月工期を延期する。

配置図